明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○金融商品取引法第百五十六条の八十五第一項に規定する内閣総理大臣が指定する者を定める件の一部を改正する件（金融庁二〇）　一
〔官庁報告〕
国家試験
平成二十九年度皇宮護衛官採用試験（高卒程度試験）公告（人事院）　二
平成二十九年度刑務官採用試験公告（同）　三
平成二十九年度入国警備官採用試験公告（同）　六
平成二十九年度航空保安大学校学生採用試験公告（同）　七
平成二十九年度気象大学校学生採用試験公告（同）　八
平成二十九年度海上保安大学校学生採用試験公告（同）　九
平成二十九年度海上保安学校学生採用試験公告（同）　一〇
平成二十九年度管理業務主任者試験の実施について（国土交通省）　一三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一三
特殊法人等
中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、型式適合認定関係　四三
地方公共団体
行旅死亡人関係　五六
会社その他
会社決算公告　六一

告示

○金融庁告示第二十号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百五十六条の八十五第一項の規定に基づき、金融商品取引法第百五十六条の八十五第一項に規定する内閣総理大臣が指定する者を定める件（平成二十七年金融庁告示第三十四号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十九年六月十四日

金融庁長官　森　信親